

指定訪問介護等重要事項説明書

(訪問介護、勝山市介護予防・日常生活支援総合事業)

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 勝山福祉会
- (2) 法人所在地 福井県勝山市北谷町中尾第13号16番地
- (3) 電話番号 0779-83-1331
- (4) 代表者氏名 理事長 佐々木 紘昭

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所、勝山市介護予防・日常生活支援総合事業
指定年月日 平成18年 4月 1日
事業所番号 1870600127
- (2) 事業所の目的
事業者は、要介護または要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する事を目的として、利用者の社会的孤立感の解消、および心身機能の維持並びに、利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るため、通所介護、勝山市介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 さくら荘訪問介護センター
- (4) 事業所の所在地 福井県勝山市芳野町2丁目1-11
- (5) 電話番号 0779-88-6502
- (6) 事業所の管理者 平 瀬 由 美 子
- (7) 事業開始年月日 平成18年 4月 1日
- (8) 通常の事業実施地域 勝山市一円
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	日曜日～土曜日 12月29日～1月3日は休業
受付時間	月曜～土曜日午前8時30分より午後5時30分まで 国民の祝日、12月29日～1月3日は休業
サービス提供時間	午前9時より午後5時まで

3. 職員の配置状況

当事業所は、利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しております。

職種	員数及び勤務時間	兼務先
管理者	1名（兼務） 午前8：15～午後5：15	サービス提供責任者
サービス提供責任者	1名（兼務） 午前8：15～午後5：15	管理者
訪問介護員	4名以上 午前8：15～午後5：15	

4. 当事業所が提供するサービスの利用料金

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、負担割合証に基づいた自己負担分を除いた額が介護保険から給付されます。

(I) サービスの概要

①身体介護

- ・入浴介助…入浴の介助または入浴が困難な方は身体を拭く（清拭）などします。
- ・排泄介助…排泄の介助、おむつの交換を行ないます。
- ・食事介助…食事の介助を行ないます。
- ・体位変換…体位の変換を行います。

②生活援助

- ・調理……利用者の食事の用意を行います。（ご家族の分は調理致しません）。
- ・洗濯……利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族の洗濯は致しません）。
- ・掃除……利用者の生活空間の掃除を行います。（利用者の生活空間以外の居室、庭の草取り、大掃除等敷地の掃除は行いません。）
- ・買物……利用者の日常生活に必要な買物を行います。（預金の引き出しや預け入れは行いません。ペットの餌・嗜好品などの買物はしません。）

③相談、助言

- ・利用者およびご家族の生活、介護に関する相談、助言を行います。

(II) サービス利用料金

別紙の料金表によって、自己負担額をお支払い下さい。

- ①「初回加算」 初回時、利用者が過去2月に当該事業所からのサービスの提供を受けていない場合に初回加算されます。
- ②「緊急時訪問介護加算」利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図りケアマネジャーが必要と認めたときに居宅サービス計画にない訪問介護を行なった場合に加算されます。
- ③「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」通常の事業実施地域を超え

て中山間地等に居住する者にサービスを提供した場合の移動費として所定単位数の5%を加算されます。

- ※ 別紙のサービス利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問サービス計画に基づき、決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- ※ 介護保険給付費体系、総合事業給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象にならないサービスと料金

(以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります)

介護給付及び総合事業の区分支給限度額を超えるサービス費、区分支給限度額を超えてサービスを利用される場合、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の利用料金は、翌月の27日までに利用者及び家族の口座から振替にてお支払いただくか、現金にてお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ①利用予定日の前日までに、利用者の都合により、サービスの利用を中止、または変更することができます。この場合には、サービスの利用日の前日までに事業者申し出てください。
- ②サービスの利用日の変更の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により、ご利用者の希望する時間帯にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者および家族に提示して協議します。

5. 事故発生時の対応

- ①利用者に対するサービス提供において事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- ②サービス提供にともなって、自己の責に帰すべき事由により、利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。
- ③利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、損害賠償責任を減じることができるものとします。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、

速やかに利用者の関係者および医療機関へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたっては複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、ご利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者およびその家族等に対してサービス利用上不利が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は、「4. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②サービスの実施に関する指示・命令

サービス実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業者はサービス実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気、電話代含む）は無償で使用させていただきます。それにかかる費用は、利用者負担とします。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスが実施できない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更後のサービス内容と時間に応じたサービス料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②ご利用者もしくは家族等からの高価な物品等の授受

③ご利用者の家族等に対するサービスの提供

- ④ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ご利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- ⑥ペットの世話や買物、嗜好品の買物、草取り、大掃除等

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付方法は次のとおりです。

当事業所における苦情や相談・意見があれば受付します。

①要望・苦情への受付方法

面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が受付します。苦情受付担当者は、受け付けた要望や苦情内容を苦情解決責任者と第三者委員に報告をし、第三者委員は、内容を確認した上で、ご利用者及びご家族から報告を受けた内容をお知らせします。また、利用者及びご家族は、要望・苦情について、直接第三者委員に申し出ることができます。

【第三者委員】

氏名	住所	電話番号
加藤 満子	勝山市北谷町北六呂師11-5	0779-83-1041
佐野 瑞円	勝山市鹿谷町矢戸口19-8	0779-89-3067
島田 玲子	勝山市北郷町森川14-15	0779-89-1438

苦情解決責任者 さくら荘 荘長 石井 孝幸

苦情受付担当者 さくらんぼ所長補佐 島田 美保

②受付時間

毎週月曜日から金曜日（但し、国民の祝日、年末年始は除きます）

午前9時～午後5時まで

③受付電話番号 0779-88-6502

(2) 行政機関その他苦情受付機関

勝山市市役所介護保険係	所在地：福井県勝山市郡町1丁目1-50 電話番号：0779-87-0600
福井県国民健康保険連合会	所在地：福井県福井市開発4丁目202-1 電話番号：0776-57-1614
福井県社会福祉協議会 運営適正委員会	所在地：福井県福井市光陽2丁目3-22 電話番号：0776-24-2339

9. 虐待防止と虐待通報受付について

当事業所において職員の利用者に対する虐待防止を図ることを目的として高齢者虐待防止対応規定を制定します。利用者本人及びご家族等、職員等からの虐待通報があったときは、高齢者虐待防止対応規定に基づいて対応します。

①虐待通報の受付方法

面接、電話、書面などにより虐待防止受付担当が受付します。

②高齢者虐待防止対応体制

虐待通報受付担当は、受け付けた通報内容を虐待防止対応責任者に報告します。虐待防止対応責任者は内容を確認した上で原因解決策の検討、当事業者との話し合いを行い迅速な改善を図ることとします。また、第三者委員会への虐待防止結果の報告、虐待原因の改善状況について当事者（ご家族も含む）及び第三者委員への報告をします。

④虐待防止対応責任者 さくら荘 荘長 石井 孝幸

虐待防止受付担当者 さくらんぼ所長補佐 島田 美保

⑤三者委員は8項の苦情処理に定める委員と兼ね、その他の事項についても準ずるものとします。

10. 第三者による評価の実施状況

なし	あり	実施年月日	
○		実施評価機関	
		評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

さくら荘訪問介護センター

説明者 サービス提供責任者 平瀬 由美子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問サービスの提供に同意しました。

【利用者】 住所 _____

氏名 _____ 印

【代理人】 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____